

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	水防法及び河川法の一部を改正する法律案（②許可工作物等の維持・修繕の基準の創設）		府省名	国土交通省
根拠となる法令	■法律	□政令	□府省令	□告示
	河川法			
規制の区分	■新設等		□緩和	□廃止

点検項目	評価の実施状況				課題
① 規制の目的、内容及び必要性	■説明あり	□説明なし			
費用の分析	② 遵守費用	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□負担なし □分析なし
	③ 行政費用	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□負担なし □分析なし
	④ その他の社会的費用	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□負担なし □分析なし
	⑤ 便益の分析	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□分析なし
⑥ 費用と便益の関係の分析	□費用便益分析	□費用効果分析	□費用分析	■定性的な分析	□分析なし
代替案	⑦ 代替案の設定	□設定あり	■想定される代替案なし		□設定なし
	⑧ 代替案との比較	□費用・便益で比較	□費用で比較	□便益で比較	■比較なし
⑨ レビューを行う時期又は条件	■設定あり	□設定なし			

【課題の説明】

- 「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（<点検結果表の別紙>参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（<点検結果表の別紙>参照）により課題の一部が解消したものの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【点検結果表の別紙】

《代替案の設定に係る補足説明》

○ 当省の照会

代替案について、「許可工作物の維持修繕について、管理者が従うべき基準を定めることとはしない。」と記載しているが、これはベースラインとすべき内容であり、これとは異なる適切な代替手段を明示する必要がある。なお、ベースラインとすべき内容以外に、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。

○ 国土交通省の説明

想定しうる代替案は存在せず、参考として記載したものである。